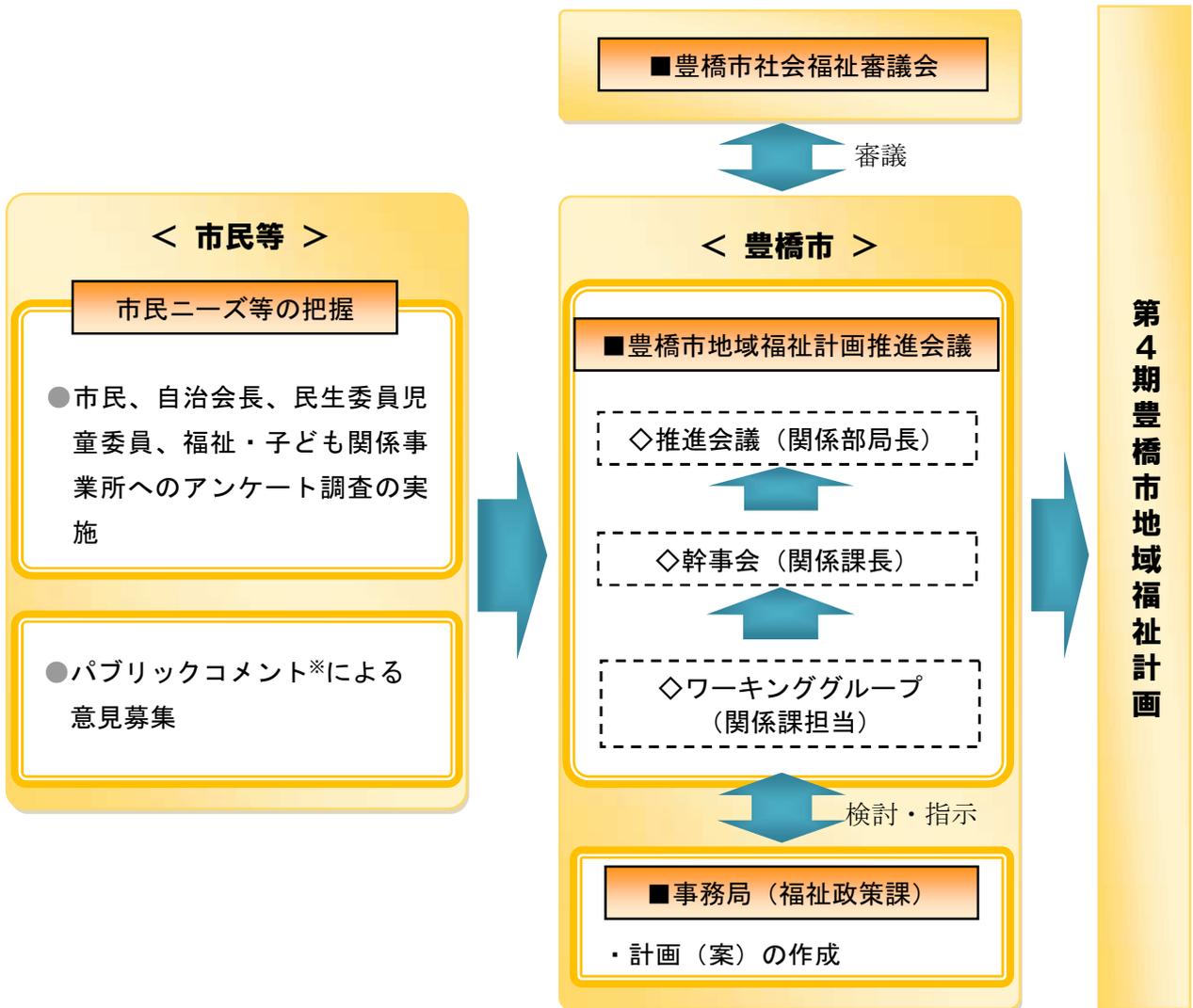


資料編

1 計画策定の体制

本計画は各分野の個別計画との関連が深いことから、庁内に「豊橋市地域福祉計画推進会議」を設置し、計画案の検討を行うとともに、学識経験者、社会福祉を目的とする事業の経営者、社会福祉に関する活動を行う方等の委員で構成される「豊橋市社会福祉審議会」において審議をしていただきました。

《 計画策定の流れ 》



2 策定経過

<平成30年度>

年 月 日	会議等	主な内容
平成31年2月1日	第1回ワーキング	○第4期豊橋市地域福祉計画の策定について ○アンケート調査について

<令和元年度>

年 月 日	会議等	主な内容
平成31年4月12日	第1回幹事会	○第4期豊橋市地域福祉計画の策定について ○アンケート調査について
平成31年4月18日	第1回推進会議	○第4期豊橋市地域福祉計画の策定について ○アンケート調査について
令和元年5月～7月	○地域福祉計画アンケート調査実施 (対象:市民、自治会長、民生委員児童委員、福祉・子ども関係事業所)	
令和元年8月8日	第2回幹事会	○第4期豊橋市地域福祉計画の策定について
令和2年2月6日	第3回幹事会	○アンケート結果について ○第4期豊橋市地域福祉計画の考え方について
令和2年2月21日	第2回推進会議	○アンケート結果について ○第4期豊橋市地域福祉計画の考え方について

<令和2年度>

令和2年8月6日	第4回幹事会	○第4期豊橋市地域福祉計画（骨子）について
令和2年8月19日	第3回推進会議	○第4期豊橋市地域福祉計画（骨子）について
令和2年9月28日	第5回幹事会	○第4期豊橋市地域福祉計画（素案）について
令和2年10月1日	社会福祉審議会	○第4期豊橋市地域福祉計画（素案）について
令和2年10月6日	第4回推進会議	○第4期豊橋市地域福祉計画（素案）について
令和2年11月20日	市議会 福祉教育委員会	○第4期豊橋市地域福祉計画（案）について
令和3年1月4日 ～2月3日	○パブリックコメントの実施	

3 豊橋市地域福祉計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法の理念に基づき、社会福祉を地域で実現するため、豊橋市における地域福祉計画の策定及び地域福祉計画を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、豊橋市地域福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は次の事務を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関する重要事項の調査検討及び調整
- (2) 地域福祉計画の立案
- (3) 地域福祉計画の推進に関する重要事項の調査検討及び調整
- (4) 地域福祉計画における各事業の検証及び評価
- (5) その他目的達成に必要な事項の検討

(推進会議)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長、副会長及び委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 推進会議は、会長が招集する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 推進会議は、必要と認めたときは関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(社会福祉審議会)

第4条 推進会議は、地域福祉計画の策定及び推進に当たり市民の意見を反映させるため、必要に応じて社会福祉審議会に意見を求めるものとする。

(幹事会)

第5条 推進会議に幹事会を置き、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 幹事会は次の事項を所掌し、幹事長は、推進会議に必要な資料を提出する。
 - (1) 地域福祉計画の計画素案の作成
 - (2) 地域福祉計画の策定及び推進に関する必要事項の調査検討
- 3 幹事会は、幹事長が招集し、会務を総理する。
- 4 幹事会は、必要に応じて関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 推進会議にワーキンググループを置き、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 ワーキンググループは次の事務を所掌し、リーダーは幹事会に必要な資料を提出する。
 - (1) 地域福祉計画の策定に必要な基礎的な調査研究
- 3 ワーキンググループは、リーダーが招集し、会務を総理する。
- 4 ワーキンググループは、必要に応じて関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、福祉部福祉政策課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成15年5月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年8月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年1月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年5月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年8月18日から施行する。

別表第1 推進会議

役職	職名
会長	福祉部長兼福祉事務所長
副会長	こども未来部長兼福祉事務所副所長
委員	危機管理統括部長
〃	総務部長
〃	財務部長
〃	企画部長
〃	市民協創部長
〃	健康部長兼保健所長
〃	産業部長
〃	建設部長
〃	都市計画部長
〃	教育部長
〃	豊橋市社会福祉協議会常務理事

別表第2 幹事会

役職	職名
幹事長	福祉政策課長
幹事	防災危機管理課長
〃	政策企画課長兼未来創生戦略室長
〃	市民協働推進課長
〃	安全生活課長
〃	長寿介護課長
〃	障害福祉課長
〃	生活福祉課長
〃	こども未来政策課長
〃	こども未来館副館長兼事務長
〃	こども若者総合相談支援センター長
〃	健康政策課長
〃	健康増進課長
〃	こども保健課長
〃	住宅課長
〃	教育委員会生涯学習課長
〃	豊橋市社会福祉協議会事務局長

別表第3 ワーキンググループ

役職	職名
リーダー	福祉政策課課長補佐
スタッフ	防災危機管理課職員
〃	市民協働推進課職員
〃	安全生活課職員
〃	福祉政策課職員
〃	長寿介護課職員
〃	障害福祉課職員
〃	生活福祉課職員
〃	こども未来政策課職員
〃	こども未来館職員
〃	こども若者総合相談支援センター職員
〃	健康政策課職員
〃	健康増進課職員
〃	こども保健課職員
〃	住宅課職員
〃	教育委員会生涯学習課職員
〃	豊橋市成年後見支援センター職員
〃	豊橋市中央地域包括支援センター職員
〃	豊橋市東部地域包括支援センター職員
〃	豊橋市南部地域包括支援センター職員
〃	とよはし総合相談支援センター職員
〃	豊橋市社会福祉協議会職員

4 用語の説明

あ行

ICT

Information and Communication Technology の略。情報・通信に関連する技術の総称。これまで使われてきた「IT (Information Technology)」にコミュニケーションが具体的に表現されている。

赤ちゃんの駅

乳幼児を連れた保護者が無料でおむつ替えや授乳のできる施設・店舗の愛称。

アクティブシニア

主体的、積極的に生きがいを持って活発に活動する 50 代半ば以降のシニア層。

育なび

豊橋の子育てに関する情報をまとめたポータルサイト。妊娠期から子どもが 18 歳になるまでの子育てに役立つ情報のほか、子育てに関わる事業主向けの情報も提供している。

AI

Artificial Intelligence の略。人間が持っている、認識や推論等の能力をコンピューターでも可能にするための技術やソフトウェア、コンピューターシステムの総称。人工知能とも呼ぶ。

一般就労

障害者が一般の企業等で就労すること。

SNS

Social Networking Service の略。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイトのこと。例えば、Twitter や Facebook 等を指す。

SDGs

Sustainable Development Goals の略。2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記された、2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標。

NPO

Non Profit Organization の略。ボランティア活動等の社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち「NPO 法人」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称。

お互いさまのまちづくり

高齢者が気軽に集うことができる「まちの居場所」の運営や、買い物や草取り等の日常生活を支援する「助け合い活動」等の互助の取組み（支え合い活動）を通じて、地域住民一人ひとりができることを持ち寄る地域づくりのこと。

か行

協力雇用主

犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。

ゲートキーパー

自殺の危険サインに気づき、声をかけ、傾聴し、適切な支援につなぎ、見守るという役割を担う人で、「いのちの門番」とも位置づけられる。

合計特殊出生率

15歳から49歳の女性の、年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを生むかを表す。

更生保護女性会

地域の犯罪予防を行うとともに、青少年の健全育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。

高齢者等見守りネットワーク

ライフライン事業者をはじめとした地域の事業者が、通常業務を行う中で見守りを行う取組み。

コミュニティバス

交通事業者による従来の乗合型公共交通の運行が難しい地域において、その地域住民が主体となって日常の移動手段として確保する乗合型の公共交通のこと。

さ行

災害ボランティアセンター

災害時に設置される被災地でのボランティア活動を円滑に進めるための拠点となるもの。被災地のニーズ把握、ボランティアの受け入れ等を活動内容とする。

市民活動プラザ

市内で活動しているボランティア・市民活動団体に関する情報を収集し、広くその情報を提供するとともに、活動の支援、活動に対する意識啓発や交流の推進等の事業を行っており、市民センター「カリオンビル」内にある。平成 19 年度に豊橋市ボランティア情報センターから名称変更している。

市民後見人

一般市民による成年後見人。認知症や知的障害等で判断能力が不十分である人に親族がない場合に、同じ地域に住む市民が家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約等の法律行為を行う。

社会福祉協議会

地域福祉の推進を目的とし、社会福祉法第 109 条に基づき設置されている団体であり、市民やボランティア、民生委員児童委員、福祉、保健等の関係機関・団体、行政機関とともに活動を進め、市民の福祉活動の場づくり、仲間づくり等の支援や民間性を発揮した福祉サービスの企画を実施している。

社会福祉法

昭和 26 年に制定されたわが国における社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人等、社会福祉の基礎構造に関する規定が定められている。

社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に定めるところにより設立された法人。

新型コロナウイルス

コロナウイルスの一種。コロナウイルスには「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や 2012 年以降発生している「中東呼吸器症候群（MERS）」ウイルスが含まれる。新型コロナウイルスは、一般的に飛沫や接触で感染する。

生活困窮者

就労・心身の状況、その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な成年者に対し、財産管理や身上監護等により保護・支援するための制度で、補助・保佐・後見の3種類がある。

総合福祉センター

豊橋市の地域福祉活動の拠点として、ボランティア活動を支援するためのボランティアセンター、障害者の生活支援のための軽作業訓練室のほか、市民サロンやファミリーサポートセンター等がある。

た行

ダブルケア

親の介護と子育てを同時に担う状況のこと。

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

国民一人ひとりの薬物乱用問題に関する意識を高めるとともに国連総会決議に基づく「6・26 国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図ることにより、内外における薬物乱用防止に資することを目的とした運動。

地域子育て支援センター

子育て中の家庭を総合的に支援するため、親子教室、育児相談等を実施して、育児不安の解消や子育てサークルの支援を行う地域の子育て支援拠点。

地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保険医療、住まい、就労、及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。

地域福祉

行政や福祉事業者が提供するサービスだけでなく、地域で暮らす住民相互の支え合い、助け合いにより、地域の福祉課題に取り組んでいくこと。

地域福祉センター

福祉ニーズに応じた各種相談、情報の提供、サービスの受付・調整・実施といった在宅福祉の総合的なバックアップを実践する地域の拠点として、市内に4か所設置されている。

地域包括ケアシステム

介護が必要になった高齢者も、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」の5つのサービスを一体的に受けられる支援体制。

地域包括支援センター

平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止等の様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取組を実践していくことをその主な業務としている。

DV

Domestic Violence（Domestic= 家庭内、Violence= 暴力）の略。家庭内に限らず親密な関係にあるパートナーから受ける身体に対する暴力や心身に有害な影響を及ぼす言動や行動のこと。

出前講座

市役所のことやまちづくりについて学習してみたいというグループのもとへ市役所の職員等が講師となって直接出向き、講座を開催すること。

豊橋市成年後見支援センター

成年後見制度の総合相談窓口として、総合福祉センター（あいトピア）内に開設し、相談、親族後見人への支援、普及・啓発、法人後見の受任を実施している。

とよはし総合相談支援センター

障害者が身近な場所で安心して生活を営むため、総合的な相談業務を行う基幹型相談支援センター。総合福祉センター内で実施している。

な行

認知症サポーター

認知症に対する正しい知識とその具体的な対応方法等を理解して、認知症の方やその家族を見守り、自分のできる範囲で支援を行う人のこと。

認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、単一の施設で小学校就学前の子どもの教育・保育を一体的に提供する施設であり、地域の子育て支援も行う施設。

は行

8050問題

高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯の孤立化・困窮化に伴う様々な問題

パブリックコメント

行政が施策等について意思決定を行う前や計画策定に際し、意思決定に反映させたり、計画策定の参考にすることを目的として、広く住民からの意見を集めること。意見募集はホームページへの掲載や担当課窓口、主要施設での閲覧等により行う。

バリアフリー

身体の不自由な人でも支障なく活動できるような生活環境のため、バリア（障壁）を除去すること。段差等の物理的な障害だけでなく、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

BBS会

Big Brothers and Sisters [Movement](#) の略。非行のある少年や悩みを持つ子供たちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや健全な成長を支援する活動等を行う青年のボランティア団体。

人にやさしいまちづくり

お年寄り、障害のある方、けがや病気のある方、妊産婦や乳幼児連れの方等、誰もが安心して暮らし、気軽に出かけられるまちをつくること。

避難行動要支援者

災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人をいう。

福祉カルテ

世帯（個人）の同意を得た上で、ひとり暮らし高齢者をはじめとした、今後支援を必要とする可能性のある方の生活状況や緊急連絡先、かかりつけ医等の情報を記録したもの。

福祉協力校

社会福祉協力校のこと。豊橋市社会福祉協議会の委嘱を受け、社会福祉に関する実践学習の機会を提供し、社会福祉への理解と関心を高めることを目的とした事業を行う市内の小・中学校及び高等学校のこと。委嘱期間は原則3年間。

福祉研究校

福祉教育研究校のこと。社会福祉協力校の委嘱を終了した学校で、終了後も協力校として事業の継続を希望し、豊橋市社会福祉協議会が委嘱することにより効果が期待できる学校のこと。委嘱期間は原則 2 年間

福祉的就労

一般就労に対し、障害福祉サービス事業所での就労や就職を目指した訓練を行うこと。

放課後児童クラブ

昼間家庭に保護者のいない小学校児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図るもの。

保護司

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。

ボランティアセンター

市民参加によるボランティア活動を通して福祉のまちづくりを進めるため、総合福祉センター（あいトピア）内に設置し、ボランティアについての相談や情報提供、活動室・機材の貸出、ボランティアネットワーク事業の推進、ボランティアの養成・研修事業を進めている。

ま行

民生委員児童委員

民生委員は、民生委員法によって設置が定められており、児童委員は児童福祉法により民生委員が兼ねることになっている。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動のほか、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談・支援活動を行っている。

や行

ヤングケアラー

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護（障害・病気・精神疾患のある保護者や祖父母への介護等）や世話（年下のきょうだいの世話等）をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている 18 歳未満の子どものこと。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的特徴、言語等の違いに関係なく、はじめから全ての人にとって利用しやすいまちづくり、ものづくり、環境づくりをおこなっていくという考え方。

要介護・要支援認定者

要介護（要支援）状態にあると認定された被保険者をさし、要介護 1～5、要支援 1・2 の区分がある。一般的に、要介護状態とは、寝たきりや認知機能の低下等で日常生活上の基本動作について、常時介護を要する状態、要支援状態とは家事や身支度等の日常生活に支援を必要とする状態をいう。

わ行

我が事・丸ごと

「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作るとともに、市町村において地域づくりの取組みの支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を行い、また、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスも「丸ごと」へと変換していくこと。